

令和2年第2回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和2年4月17日 開会

令和2年4月17日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和2年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第 1 号 (4月17日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○同意第1号の上程、説明、採決	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	9
○承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	11
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	13
○閉会の宣告	17
○署名議員	19

令和2年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

令和2年4月17日(金)午後1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について
- 第 4 承認第1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 承認第3号 専決処分の承認について(令和2年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号))
- 第 7 議案第1号 吾妻環境施設組合の設立について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一美 君
3番	井上 英樹 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹渕 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	水出智明君
企画課長	関和夫君	まちづくり 推進課長	武井幸二君
保健福祉課長	加藤俊夫君	町民課次長	岡田純君
税務課長	谷直樹君	農林課長	飯塚順一君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	一場正貴君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局 補佐	佐藤功樹
議会事務局 主任	田中康夫		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 議員各位には、本日ここに令和2年第2回臨時会が招集されましたところ、午前中の議員全員協議会に引き続きご参集を頂き、開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本臨時会には、人事案件1件、承認3件、その他1件が付されておりますので、十分なご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和2年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新年度を迎えまして、議員各位には、公私ともにご多忙にもかかわらず、ご出席を賜り、御礼を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨日、緊急事態宣言が全都道府県に出され、群馬県においても、法律に基づく様々な要請、指示等が今後出されるものと思われまます。当町でも状況を見極めながら、全力で対応してまいりたいと思います。議員各位のご理解、ご協力も頂き、職員とともに一丸となり取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の臨時会では、人事案件1件、専決処分の承認3件、その他1件、計5件を提案させていただくものでございます。提案理由につきましては別に説明をさせていただきますが、慎重審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和2年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により2番、渡一美議員、13番、樹下啓示議員、14番、青柳はるみ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により設置するもので、議会の同意を得て選任することとなっております。税務課長の職にある者を選任したいと考えております。

4月1日付人事異動により、谷直樹を税務課長といたしましたので、ご同意頂きたくご提案を申し上げます。

なお、ご同意頂ければ、固定資産評価員に選任する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件については、人事案件でありますので、質疑、自由討議、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 承認第1号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、令和2年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日施行となりました。この改正を受けて、東吾妻町税条例等の一部を改正するものでございます。

なお、施行日が法律に合わせ令和2年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたしました。この専決処分の承認を頂くものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長(谷 直樹君) 税務課長の谷です。お世話になります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴う東吾妻町税条例の一部改正でございます。

改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をごらん頂きたいと思っております。

初めに、第1条から説明させていただきます。

第36条の3の2の2及び36条の3の3でございますが、地方税法第317条の3の2、個人の市町村民税に関わる給与所得者の扶養親族等申告及び地方税法第317条3の3、個人の市町村民税に関わる公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正に伴う改正でございます。人的非課税措置の見直しに伴う改正で、給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族申告書について、その者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等、所要の措置を講ずるものでございます。

続いて、第48条の改正につきましては、地方税法第321条の8、法人の市町村民税の申告納付の改正に伴う改正でございます。本条が引用する租税特別措置法第66条の7、外国子会社合算税制の拡充の改正による条文中の項ずれを反映するものでございます。

続いて、2ページ、第45条の改正につきましては、地方税法第343条、固定資産税の納税義務者等の改正に伴う改正で、使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。市町村は

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができる措置を講ずるもの
でございます。

4 ページです。

続いて、第61条及び61条の2の改正につきましては、本条が引用しております地方税法
第349条の3第1項、変電または送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例の削除
に伴う条文中の項ずれを反映するものでございます。

続いて、第74条の3の改正につきましては、現に所有している者の申告の制度化でござい
ます。地方税法384条の3の新設に伴う新設でございます。登記簿上、所有者が死亡し、相
続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人等ですが、これに対し、氏
名、住所等、必要な事項を申告させることができる措置を講ずるものでございます。

5 ページ、また75条の改正につきましては、74条の3の新設に伴い改正するものでござ
います。

続いて、第96条の改正につきましては、地方税法第469条たばこ税の課税免除の改正に伴
い改正するものでございます。課税免除の適用に当たって必要な手続を簡素化するもので
ございます。

また、第98条の改正につきましては、第96条の改正に伴い、条文中の項ずれを反映する
ものでございます。

6 ページになります。

続いて、第131条の改正につきましては、本条が引用する条例第54条固定資産税の納税義
務者等の改正による条文中の項ずれを反映するものでございます。

続いて、附則関係でございます。

附則第6条から第8条の改正につきましては、皆減に伴う改正でございます。

7 ページになります。

附則第10条の改正につきましては、規定中の不要な語を削除するものでございます。

続いて、附則第10条の2の改正につきましては、地方税法附則第15条固定資産税等の課
税標準の特例の改正に伴う改正でございます。

地域決定型地方特別措置、いわゆるわがまち特例となる課税標準の特例について、条例に
おいて割合を定める措置を講ずるもの及び本条が引用する地方税法附則第15条の各項の削除
により、本条の削除や条文中の項ずれ等を反映するものでございます。

8 ページになります。

附則第10条の4の改正につきましては、地方税法附則第16条の2、平成28年熊本地震に関わる被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の改正に伴う改正でございます。本条が引用する改正前、条例第45条第5項の改正による条文中の項ずれを改めるものでございます。

続きまして、9 ページになります。

附則第11条から附則第15条の改正につきましては、皆減に伴う改正でございます。

続いて、12ページになります。

附則第17条の2の改正につきましては、地方税法附則第34条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に関わる道府県民税及び市町村民税の課税の特例第4項から第6項の改正に伴う改正でございます。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得に関わる課税の特例について、適用期限を3年延長するものでございます。

13ページになります。

附則第22条から附則第23条の改正につきましては、皆減に伴う改正でございます。

続いて、2条について説明させていただきます。

この改正は、施行前の改正規定を改正するものです。単身児童扶養者を個人の市町村民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等、所要の措置を講ずるものでございます。

最後になりますが、第3条から第6条につきましては、皆減に伴う改正でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第5、承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認と同じ理由でございますが、地方税法の改正に伴う地方税法施行令の一部改正がありましたので、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

施行日が施行令に合わせ令和2年4月1日とするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行といたしました。この専決処分の承認を頂くものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長(谷 直樹君) お世話になります。

先ほどの改正と同様に、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴います東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正でございます。地方税法の一部改正に合わせて3月31日公布、4月1日施行としなければならないため、専決処分とさせていただきました。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

初めに、第2条でございますが、地方税法施行令第56条の88の2、国民健康保険税の基礎課税額等の限度の改正に伴う改正でございます。高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険料負担の公平を図るものでございます。現行の基礎課税限度額を63万円に引上げ、介護納付金課税金額を17万円に引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援金等課税額は、据置きのため変わりございません。

続いて、第23条の改正でございますが、地方税法施行令第56条の89、国民健康保険税の減額の改正に伴う改正でございます。経済動向を踏まえ、軽減判定所得を見直すものでございます。第2号が5割軽減となる世帯であります。被保険者及び特定同一世帯所属員に乗ずる金額を28万5,000円に引き上げるものでございます。また、3号は2割軽減の対象となる世帯であります。同様に52万円に引き上げられます。これにより、5割軽減、2割軽減の対象世帯が拡大されるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認について（令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第3号 令和2年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、特に緊急を要するため令和2年4月6日付で専決処分し、同日付で告示いたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議を頂き、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

今回ご承認を頂く専決処分につきましては、町長が説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に伴います経費について、速やかに予算措置を講ずる必要があるため、4月6日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元の補正予算1ページをごらんください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,081万4,000円としたものでございます。

事項別明細書の6ページ、最終ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

11款1項1目地方交付税につきましては、普通地方交付税881万4,000円の追加でございます。

続きまして、歳出につきましては、4款1項2目予防費、インフルエンザ予防事業といたしまして、消耗品81万4,000円の追加でございます。

具体的な内容につきましては、衛生用品の備蓄といたしまして、マスクやフェイスシールド、消毒液、非接触型の体温計などの購入費でございます。

続きまして、7款1項2目商工振興費、商工業対策事業では、緊急経済対策補助金といたしまして800万円の追加でございます。こちらは中小企業信用保険法に基づいて、金融機関から融資を受ける際に発生する信用保証料の一部を助成するものでございます。

以上でございますが、ご審議を頂きましてご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 6ページの緊急経済対策補助金、町で保証料を負担ということですが、県でも負担しているんですが何分の1とかなんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

群馬県でも同じのを、後発ですけれども出ております。額につきましてはなんですが、私どもの補助金につきましては、1,300万円までの貸付けにつきまして、その信用保証料80万円を上限として見てございます。80万円の10件分ということで見てございます。各企業におきましては、お付き合いのある金融機関さんとどちらの制度を利用するか、セーフティネット4号、5号、6号のどれを利用するかは、金融機関さんと相談をして、町の申請が来れば、町のほうで1,300万円まで、80万円までということとさせてもらおうというふうにご覧でございます。

80万円とした根拠につきましては、1,300万円、約8年ほどの貸付けになりますと、信用保証料が90万円とちょっとになるという当初の計算がございました。現在、また特例が生まれて、信用保証料の利率が少し下がってございます。主に1,300万円、8年貸付けで約80万円信用保証料が出るのかなというふうなことで計算をしております。よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第7、議案第1号 吾妻環境施設組合の設立についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 吾妻環境施設組合の設立について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第284条第2項の規定により、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町は、ごみ処理施設及びその附帯施設の設置に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり関係町村において規約を定め、吾妻環境施設組合を設立するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課次長。

○町民課次長（岡田 純君） 吾妻環境施設組合の設立についてご説明させていただきます。

人口の減少により、ごみの排出量は漸減傾向にあると考えられますが、その一方では、処

理費の増加、多様化するごみの種類及びリサイクルの推進等の諸問題に対し、その対応が難しい状況が増加しています。また、吾妻郡内の焼却施設は、建設後三十数年が経過しており、老朽化による不具合により高額な整備費用を初めとした多くの課題が発生し、構成町村単独での対応をすることは極めて困難となってきました。

このようなことから、共通した多くの課題を抱える吾妻郡内各町村が将来のごみ処理対策を効率的に進めるため、群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（県広域化計画）により、広域処理を前提とした調査研究、協議を行った結果、ごみの広域化処理を行う方法として、吾妻郡内6町村による一部事務組合を設立し処理していくことで、6町村長が合意をいたしました。老朽化した施設を更新し、ごみ処理事業を共同化することにより、安定的かつ効率のよい処理を行うことができると考えます。

以上のことから、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、規約を定めて吾妻環境施設組合を設立し、今後の事業を進めていくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 一番最後のほうに、米印で人口は予算年度の前年度の4月1日現在のものとするということと、米の2として、ごみの搬入量は予算年度の前々年度の搬入量の合計とするということでございます。当然、全員協議会の中の資料で各施設のごみの量というのが出ているわけでございますけれども、疑っているわけじゃございません。ただ、草津の場合は前年度実績だと350万人からの観光客が来ている。当然、交流人口が非常に多いわけでございます。そういった中で、実績は出ているんですが、これを見ると前々年度の要するに評価を取りあえずやって、次の年については、当然、前年度のごみの量が出るわけですよ。そういったことで、次の年については、実績の数量になっていくのかということちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 暫時休憩とします。

（午後 2時03分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課次長。

○町民課次長（岡田 純君） すみません。先ほどのご質問なんですけれども、予算年度を前年度の4月現在のものにするという形に、この別表の1の関係の組合経費という形で、これをもう必ず基準でいくという形なんで、量が変わっても何にしても、この比率でいくという形で行っていくということで聞いております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ちょっと質問の趣旨が分かっているのかなというふうには思うんですが、前々年度の量を基準にすると、これは分かります、ここで。前々年度なので、要するにスタートして1年たてば、1年の実績というのが出るわけですよね。だけど、前年度分というのがあるわけですよ。で、今年度分というのがあるんで、だから1年たてば実績で評価していくのか、前年度でやるのか、その辺がよく分からないので、この文章ですとね。そういうことを言っているんです、そういう質問なんです。

○議長（須崎幸一君） 分かりますか。

町民課次長。

○町民課次長（岡田 純君） すみません、的を射ていなくて申し訳ございません。

このごみの搬入量というか、それは前々年度でのデータで、本年度でしたら前々年度の量で賦課をするという形になると思います。なぜかといいますと、今もそうなんですけれども、前年度だと一部事務組合のほうから4期に分けてごみの処理費の関係の請求が来るんですけども、前年度のやつだと集計がちょっと間に合わなくて出てこないんですね。4期に分けても、今年度もこの間もうお支払い、15日まで支払ってくれというお話がありまして、そういう感じの計算というか、事務手続上の関係でそうなっているんだと思います。すみません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） そうすると、ごみの量については前々年度の量でずっとやっていくんだと。そうでないと、その会計上、間に合わないということの趣旨でよろしいですか、そういうことを聞いたかったんで、いいですか。

○議長（須崎幸一君） 町民課次長。

○町民課次長（岡田 純君） すみません、的を射なかったんで、すみません。

最終的に、実際、今もうそのような形で請求来ておりますので、事務手続上、そうじゃないと集計がちょっと間に合わないという形もございまして、本来なら前年で翌年のほうがいいんでしょうけれども、ちょっとそのような形にできませんので、一応こういう形になっております。すみません。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 午前中の全協でも申し上げたんですけれども、地元とすれば迷惑施設を受け入れるという過程の中で、今後、町のほうには丁寧な説明、それから運営、それから地元の住民には十分な理解を得られるような方向で今後の運営を行ってもらうことをお願いいたしまして、賛成したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 佐藤議員、自由討議で賛成とか反対とかは。賛成という意味で自分の意見を言われたということですね。

ほかにございせんか。自由討議でございます。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日の会議を閉じ、令和2年第2回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時10分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 渡 一 美

署 名 議 員 樹 下 啓 示

署 名 議 員 青 柳 はるみ